

インドの石油政策

— その問題と方向 —

まつむらせいじろう
松村清二郎

目 次

まえがき

I 公共部門中心政策とその限界

1. 歴史的背景
2. 独立後の政策基調
3. 石油政策の具体的展開
4. 外貨危機と石油供給の方途

II 最近の政策的方向——新しき協調への道——

1. 石油精製設備投資のニューラック
2. 原油開発への国際協調
3. 外資との相克(続)

あとがき

まえがき

石炭の利用、天然ガスの開発ないし核エネルギーの実用化にもかかわらず、石油はその経済効率および汎用性により現代における1次エネルギー源の中核たる地位を占めるに至ったが、それは多くの国にとって石油輸入の増大を意味した。これは石油資源が少なくとも現在までのところ中東、北アフリカ、カリブ地域などに偏在していることによる。

エネルギー需要は一般にその国のGNPの伸び率に相関して増大する傾向が認められるので、経済発展を志向する諸国にとって、エネルギー源の供給およびその価格いかんはきわめて重要な問題となってきた。最近EECから『エネルギー価格の経済的影響』という研究報告(注1)が公表されたのもそうした関係にほかならない。

インドの場合、国民1人当たりのエネルギー消費量がもっとも少ない国の一つといわれ、しかもそのエネルギー需要の5割強が牛糞などのいわゆる非商業燃料によって満たされてきたという特徴をもっている(注2)。しかしながら他方では世界第1の灯油消費国ともいわれており、石油需要は絶対量では近隣諸国をはるかに上回りかつそれが年々上昇傾向にあることも事実で、食糧危機あるいは慢性的な外貨不足に苦悩するインドにとって石油問題は経済的に看過しえざる政策的関心事となっている。

ちなみにインドにおける石油輸入に伴う経済的負担を貿易統計の数値に基づいて試算してみると第1表のとおりとなる。これをみると輸入貿易総額に占める石油輸入のシェアはほぼ1割近い規模のものとなっており、それがため相当量の外貨が必要となる。それは輸出貿易総額、換言すれば輸出によって得られる外貨所得のうち約1割5分前後を単に石油を輸入するために消費してしまっている勘定になる。これはインド国民経済にとって相当な重荷であり負担であるといわねばなるまい。だからといって経済活動の根幹たるエネルギー源として、あるいは化学工業用原料(インドの場合とくに化学肥料用原料)として不可欠の物資である石油の輸入をさしとめることはできない。そこにインドが日本、イタリアなどと並んで石油供給の低廉性および安定性をめぐって公権を介入せしめ

第1表 石油輸入に伴う経済的負担

(単位: 100万ルーピー)

	輸入貿易 石油純輸入			(A)に 対する (B)の 比率 (%)	輸出貿易 (C)に 対する (B)の 比率 (%)	
	総額 (A)	原油	製品 計 (B)		総額 (C)	
1951	8,749.4	—	693.7	7.9	7,017.5	9.9
1953	5,491.8	—	832.8	15.2	5,183.5	16.1
1955	6,496.4	—	433.5	6.7	5,847.1	7.4
1957	10,258.2	509.9	499.0	9.8	6,377.4	15.8
1959	8,873.8	340.4	408.4	8.4	6,157.8	12.2
1961	10,900.6	423.6	498.1	8.5	6,551.7	14.1
1963	11,436.3	461.7	527.8	8.7	7,629.3	13.0

(出所) United Nations, *UN Yearbook of International Trade Statistics*, 1951~63 より抽出作成。

る理由がひそんでいるように思われる。

このような観点から本稿においてはインドが石油供給をめぐるどのような環境条件のもとにおかれているか、またインドの石油政策はどのような問題をかかえているかを明らかにし、できればインド国民経済にとって相対的に好ましい政策的方向がいずれにあるかを探ってみることにしたい。それはまた他の経済分野における問題と方向になんらかの関連性をもつものと思われる。

(注1) ECE, *L'influence économique du prix de l'énergie*, Brussels, 1966.

(注2) インドのエネルギー事情と石油の役割についてはたとえば K. K. Sahni and Burmah-Shell (India), *India's Energy Requirements and the Role of Petroleum*, Paper No. 20 submitted to the 5th World Petroleum Congress, 1959 参照。

I 公共部門中心政策とその限界

1. 歴史的背景

インドにおける石油の歴史は19世紀にさかのぼることができる。すなわち1866年アッサム州の人跡未踏のジャングル地域周辺で石油探査が開始され、1889年には商業量の採油に成功しディグボイ (Digboi) 油田が誕生した。そこでこの原油を生産

しかつ精製処理するための会社がイギリス本国に設立登記されることとなった。これが Assam Oil Co. (1899年設立) である(注3)。

しかしながら20世紀にはいつからイギリスの海外石油開発はイラン(当時のペルシア)南西部に重点がおかれ、時の海軍大臣ウインストン・チャーチルの献策によりペルシア湾—スエズ運河—ジブラルタルが大英帝国の新たな生命線となるにおよび、その後のインドにおける石油開発は事実上ストップすることになる。さらに当時の世界石油供給は主要油田に近接した地点におかれた大型の製油所(いわゆる生産地製油所)から最終製品の形でなされていたので、インドもアバダンなど生産地製油所の製品需給圏に編入されるなど国際石油会社の支配する市場となったのである。こうした関係で想起すべきはこれら巨大資本によるインド市場の分割である。

1926年二つの大会社すなわちシェル (Royal Dutch-Shell) とソコニー (Standard Oil Co. of New York) との間でインドにおける石油製品販売(当時は主として灯油)をめぐる価格戦争が起こった(注4)。この両社の争いは拡大の一途をたどりインド以外の世界市場も巻添えを食うことになり、他の石油会社の地位をもおびやかす危険性が認められた。その結果主要石油会社の間で互いに現状維持と相互不可侵を守るための秘密協定が締結され、世界市場のカルテル的支配網が確立されたわけである。1928年の現状維持協定 (As is Agreement of 1928, 俗にいうアクナキャリー協定) がそれである。いずれにしてもインド市場分割の了解が成立したことは明らかである。

以上の諸事実は独立以前のインドが少なくとも石油供給に関する限り外国資本の強大な支配力のもとにおかれていたことを端的に示しているとい

えよう。

2. 独立後の政策基調

さて宿願の独立を達成したインドは早速その経済発展に関する青写真の作成に着手したが、その際重視されたのは経済活動の分野に対する公権の介入 (public intervention)、具体的には政府の役割増大である。

1948年4月インド政府はその産業政策を明らかにしたが、そこでは武器、軍需品、原子力、鉄道輸送を中央政府の独占的事業とし、さらに石炭、鉄鋼、航空機、造船、電信・電話、石油の6基幹部門の新事業をもっぱら公共部門の独占下におき、他の工業部門を民間部門に解放する、しかしここでも国家がしだいに参加していくという方針が明らかにされたのである^(注5)。このように政府が基幹産業を直接的にせよ間接的にせよその管掌下におくのはインドに限らず他の新興諸国にかなりみられる現象ではあるが^(注6)、インドの場合とくにそれがきわだった形で提起されたといえようか。

いずれにしてもこうした産業政策のもとで第1次5カ年計画が、いろいろ問題はあったにせよ、とにかく順調に進行しているという自信のうえに、1954年のインド国民会議派大会におけるネルー演説でインド経済開発の政策基調が「社会主義型社会」(socialist pattern of society) という言葉によって表明されたのである。これを受けて第2次5カ年計画の初年度にあたる1956年の産業政策決議もインド経済開発の社会主義的パターンを明確にした。この決議では、国家の経済的役割のいっそうの増大、重工業・機械工業育成の必要がうたわれ、各種産業は(1)その将来の発展が国家の排他的責任である部門、(2)新企業の創設に国家がイニシヤチブをとり、しだいに国有に移す部門、および(3)その将来の発展が一般に民間部門のイニシヤ

チブと起業に残される部門、という三つのカテゴリーに分けられた。そして第1の部門(A項)にはほぼ1948年に示された政府独占事業と6基幹部門が含まれ、それに重機械が付加されたのである^(注7)。

3. 石油政策の具体的展開

石油事業は6基幹産業の一つとされており、したがってその将来の発展が国家の排他的責任であるA項部門に属することになる。

(1) 石油関係組織機構

このような政策基調に基づいて具体的な石油政策を展開するにはそのための組織機構の整備、新設がまず必要となる。

インド連邦政府における石油主管当局は当初天然資源・科学研究省(The Ministry of Natural Resources of Scientific Research)であったが、その後改組されて鉱業・燃料省が石油事業を所管することとなった。なお1963年11月の行政組織改正により新設の石油・化学省(The Ministry of Petroleum and Chemicals)の手に移され今日に至っている。

石油事業の分野で公共部門(public sector)中心政策の具体的な担い手となるのは原油開発関係では石油・天然ガス庁(Oil and Natural Gas Commission—略称ONGC)である。これは1955年12月当時の天然資源・科学研究省の下に設けられたOil and Natural Gas Divisionの発展したものである。DivisionがCommissionとなったのは翌56年8月で、その後59年10月に法令に基づく機関ということになった。この1959年法の規定によればONGCは、石油資源の開発計画の立案、推進、組織、執行の任に当たり、かつ石油および同製品の生産ならびに販売を行なうということになっている^(注8)。

公共部門事業としてはこのほかインド石油会社

がある。1956年の会社法に則して58年8月株式会社インド製油所 (Indian Refineries, Ltd.) が設立されたが、その後設立された販売会社インド石油 (Indian Oil Company, Ltd. 1959年設立) と1964年9月に合併し、Indian Oil Corporation となり今日に至っているものがそれである。もちろんインド政府の100%出資による国策会社であるこというまでもない(注9)。

(2) public sector と外資との関係

周知のように石油事業は巨額の資本と高度の技術を必要とする資本集約的産業である。また石油事業が一つの産業として歴史的に誕生し発展したのはアメリカ合衆国である。こうした関係で少なくとも技術的見地よりすればアメリカがいちばん進歩しているといえる。

こうした関係からもただでさえ資本と技術に乏しい新興国インドが独力で石油事業を行なうことは不可能である。したがって石油事業が公共部門の専管事項とされたにもかかわらず、最初から外国企業の手を借りなければならなかったわけである。もっとも1956年の産業政策決議がなされたおりにも、そこに盛られた規定は厳密に適用されるのではなく、たとえばA項に含まれる産業でも、ナショナル・インタレストからみて必要な場合には既存の私有企業の拡張や新企業設立における民間資本の協同を妨げないという留保がなされており(注10)、石油もその例外ではなかった。

換言すれば、1948年および56年の産業政策に盛られた公共部門を中核とする経済開発ないし社会主義型社会という考え方は、少なくとも石油に関する限りヴィジョンあるいは理念にとどまり具体的な政策の展開過程においては民間——この場合外国資本——の活動をかなりの程度許容しその助けを借りなければならないのである。つまり外資

導入である。ただし冷戦の激化という国際情勢のもとでインドは非同盟中立政策という立場にあった関係もあってか、外国資本と技術の導入に際しては東側からの援助も受け入れる態度をとった。

(3) 開発と生産

まず原油開発についてであるが、すでに触れたように戦前においてはイギリス系のアッサム石油会社の手によりインド最初の油田としてディグボイの開発がなされ商業量の生産が行なわれていた。アッサム石油会社はこのほかにもスルマ溪谷のバダルプール (Badarpur) やマルゲリータ南方のマクム・ナムダン (Makum-Namdang) において石油を発見したがいずれも商業量の規模の生産におよばないままに前者は1933年に後者は1949年に放棄された。またディグボイ南西約25マイルに位置するナホルカティヤ (Nahorkatiya) においても地質調査ならびに試掘がなされていたが第2次大戦勃発により中止されたままになっていたのである。

独立後1951年に至りアッサム石油会社は新規ライセンスを得てナホルカティヤにおける探鉱活動を再開し1953年に商業量の採油に成功、さらに56年にはナホルカティヤから南西約25マイルのモラン (Moran) においても油田の所在をつきとめたのである。

1959年インド政府はアッサム石油の持株会社たるビルマ石油会社 (Burmah Oil Co. これはイギリスの国策会社 British Petroleum Co. の系列会社でもある) との間で新しい協定を結び、インド政府およびビルマ石油各半額出資による共同事業体として Oil India, Ltd. を設立し、前記ナホルカティヤおよびモラン油田を新会社の手に移すこととした(注11)。

他方インド政府としてはすでに設立した国策機関 ONGC を通じて積極的な原油開発に着手した

い意向であったが、それ自身必要かつ十分な探鉱技術ならびに資材を有していたわけではなく、またいわゆる7大石油会社としても上述の Oil India, Ltd. の場合を例外とすればインドにおける原油開発事業、とくに公共部門中心によるそれにあまり乗り気であったとも思われない(註12)。これは一つには中東地域の確認埋蔵量が急速に増大し国際原油市場が過剰供給の傾向を示していたことにもよるであろう。

けっきょくインドは東側からの援助を受けることになるが、これはインドがいわゆる非同盟中立政策をその外交指針としていたことから当然の成行きであったかも知れない。いずれにせよ ONGC はソ連からの技術援助によってグジャラート州キャンベイ湾周辺地域の探鉱活動に着手、さらにルーマニアの助力を得てパンジャブ州その他地域における開発計画を推進するなど活発な動きを示した。その結果1958年にキャンベイ市(Cambay)近郊に有望な天然ガス資源の試掘に成功し、次いで60年には同じくグジャラート州アंकルスヴァール(Ankleshwar)に、61年にはキャンベイ北部のカロール(Kalol)にそれぞれ相当量の原油が存在することをつきとめたのである。

このように独立後のインドにおける炭化水素系資源の開発は、すでに触れた Oil India という共同事業体を別格とすれば、曲りなりにも国の機関たる ONGC の主体的能動性によってなされたといえることができる。

インド連邦政府は、石油が国防戦略物資でもある関係でか、同国における原油埋蔵量および生産量の具体的数値を機密扱いとしており、その詳細は不明である。ただしアメリカの石油産業専門家による1967年末現在のインド原油埋蔵量の推定がなされているので参考のため掲げると第2表のと

第2表 インド石油確認埋蔵量推定(1967年末)

(単位: バレル)

油田名・発見年	油井深度 (フィート)	油井数 自噴 ポンピング	埋蔵量	API 比重	
Ankleshwar, 1960	3,770	80	44,500,000	46.0°	
Digboi, West, 1890	3,000	75	52,279,000	37.5°	
East kharjan, 1948	4,000	36	14,770,000	37.5°	
Kalol, 1961	4,000	60	365,000	40.0°	
Moran, 1954	9,000	150	56,654,000	34.0°	
Nahorkatiya, 1953	9,500	175			
Navagam, 1963	4,000	31	75,600	40.0°	
その他		35	14,886	33~36°	
計		567	105	168,658,486	

(注) インド政府は埋蔵量数値を機密扱いとし公表しない。したがって、本表の数値は、アメリカ石油産業専門家の推定値である。なお確認埋蔵量とは、回収可能な埋蔵量を意味する。

(出所) *The Oil and Gas Journal*, Dec. 25, 1967, p. 127.

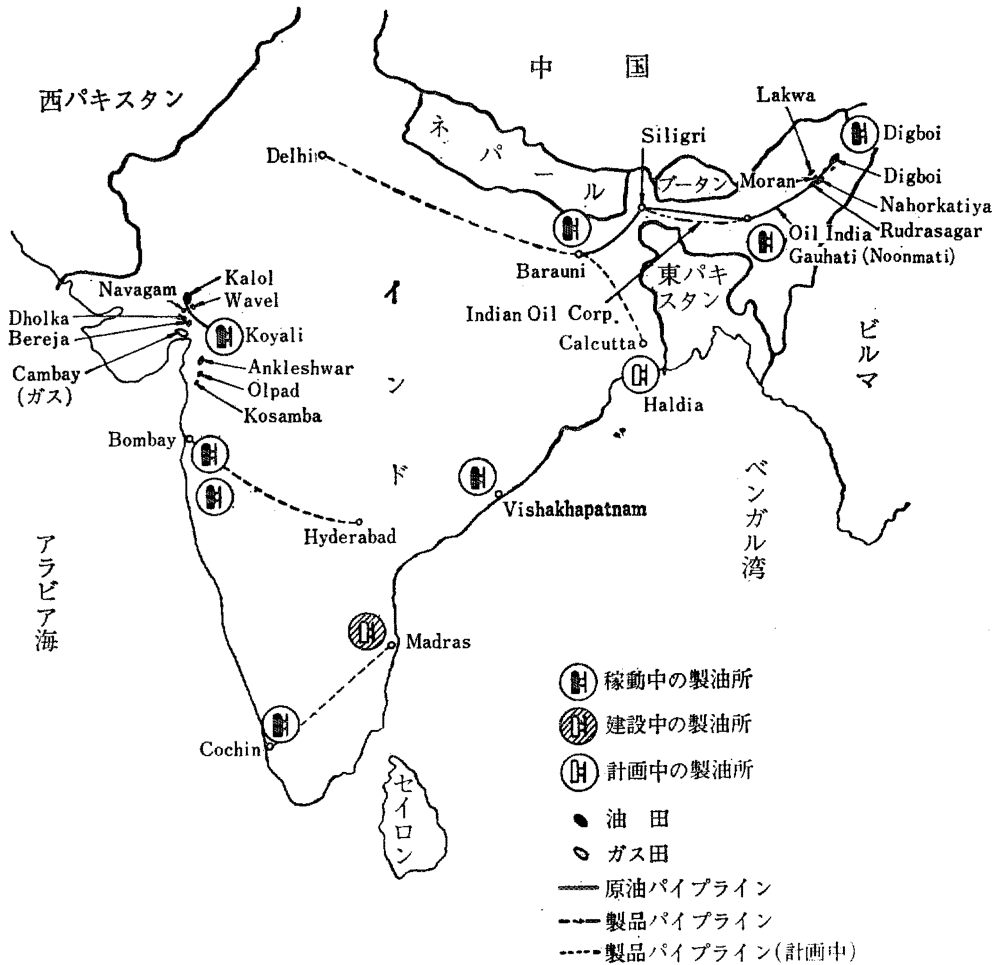
おりである。また主要油田の所在を図示すれば第1図のとおりとなっている。

なお最近のインフレーションによれば、1966年のインド国産原油年間生産量は約3700万バレルで、このほかサウジアラビア、クウェート、イランなど中東原油の輸入が年間約1億0900万バレルとなっている(註13)。したがってソ連原油の輸入をネグリジブルとすれば(ソ連からの輸入は主として灯油などの製品輸入)、インドの原油自給率は、ほぼ25%前後と推定される。これは石油の輸入消費国としてはかなり恵まれた状況にあるといえることができる。ただしインドの石油製品需要は第2図に示すごとく急速に増大しており(1959~64年における全製品の年平均伸び率は約10.4%)、今後はたしてONGCが予想するように原油自給度が向上するかどうかは即断できない。

(4) 精製と製品供給

さて次に石油精製部門を中心とする石油製品供給の問題についてであるが、これは原油開発の場合とかなり事情を異にするようである。

第 1 図 インド石油産業操業状況

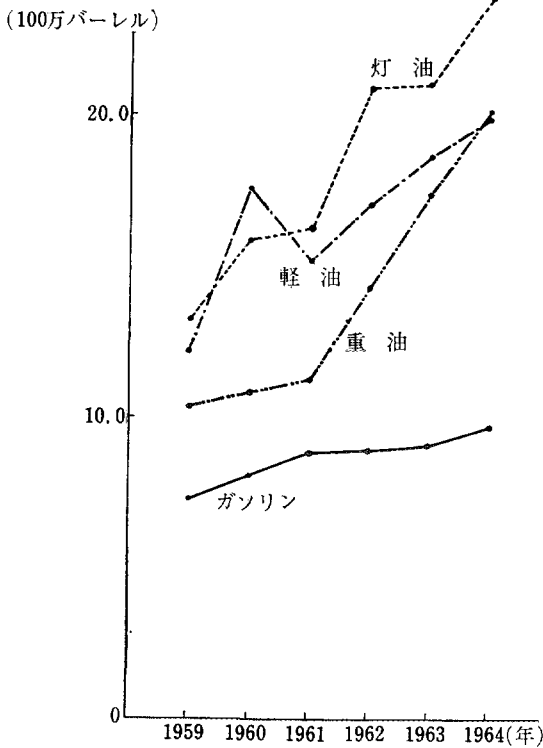


改めていうまでもなく、世界各地の石油製品供給は戦前においてはアバダンなどいわゆる生産地製油所から7大石油会社の販売組織網を通じてなされるのが一般であったが、戦後とくに1950年代以降各消費地域における石油需要の規模増大によって消費市場に原油を輸送しそこで精製しかつ販売するといういわゆる消費地精製方式が発展してきたが、インドの場合もその例外ではなかった。ただしそれはインドの主體的意志に基づくというよりむしろ7大石油会社の世界政策の一環と

してビルト・インされていたといったほうがより適切であるかも知れない。

独立当初のインドはすでに述べたようにアッサム州ディグボイにわずかな国産原油を保有するにすぎず、したがってボンベイ、マドラス、カルカッタなどの沿岸諸地方においてはたとえばバーマ・シェル (Barmah-Shell Oil Storage and Distributing Co. of India) をはじめ7大石油会社の系列下にある石油貿易・販売会社の手を通じて製品の形で輸入されるのが一般であった。しかしながらインド

第2図 製品別石油需要推移



(出所) Bureau of Mines, Dept. of Interior, U. S. A., *World Petroleum Statistics*, 1959~64 より作成。

の石油需要もその他世界の諸地域におけると同様に消費地域に製油所を建設することを可能ならしめる規模のものに増大してきた。このような基本状況のもとに発生したのが有名なイラン石油国有化紛争(1951~54年)である。この紛争によりアバダン製油所が事実上閉鎖を余儀なくされた結果、国際石油資本は従来の生産地精製中心政策を改めおりから石油需要の急速な増大という時期ともからんで商品輸出から資本輸出への移行により、世界各地の消費中心地に近接した地点に製油所を新增設するほうが相対的に好ましいという政治的判断を下すに至ったとみて差支えあるまい(註14)。したがってインドにおいても独立後の1948年に明

らかにされた国民会議派政府の産業政策に即した形というよりむしろ国際石油会社の申請を認可するような形で製油所の新設がはかれることとなる。もともと資本と技術に乏しいインドとしてはこのように外国民間資本の活動を好むと好まざるとにかかわらず許容せねばならなかったという事情もあろう。いずれにしても1950年代にはいつからこれら外資がインドにおける石油精製事業に本格的にのり出すことになるが、その場合インドの地理的条件にかんがみて臨海製油所が建設されることになる。

まず1951年11月、当時エッソとモービルのスエズ以東における共販会社であったスタンダード・ヴァキュウム(Standard Vacuum Oil Co.)はボンベイ近郊のトロンベイに製油所を建設する認可をインド政府から得て、翌52年インド法人としてStandard Vacuum Refining Co. of India, Ltd.(現在のEsso Standard Refining Co. of India, Ltd.)を設立、54年から操業を開始した。

次いで1952年11月BPとシェル系の精製会社としてBurmah-Shell Refineries, Ltd.がやはりインド法人として設立され同じくトロンベイに製油所を建設、さらに53年3月にはカルテックス系のCaltex(India) Ltd.がCaltex Oil Refining(India) Ltd.を設立し、カルカッタとマドラスのほぼ中間に位置するヴィサカパトナム(Visakhapatnam)に製油所を建設する認可もインド政府から得たのである。

このようにインドは基幹産業の一つとして戦略的に重視し公共部門の排他的管掌下におきたい意向であった石油精製事業について、好むと好まざるとにかかわらず寡占的な巨大外国資本の進出を許容する結果となり、7大石油会社のうちガルフを除く6社の系列下にある石油精製会社がインド

に腰を据えたわけである。

4. 外貨危機と石油供給の方途

さてこれら外資系の製油所は1954年から57年にかけて相次いで完成しインドにも消費地精製方式が実現されたわけであるが、これらはいずれも臨海製油所であり、広大な大陸国家たるインドの石油製品需要を全部まかなうことはできず、また年々1000万といわれる人口増加とそれに伴うエネルギー需要の増大、インドの石油製品需要構造の特殊性（いわゆる灯油主導型）などもからんで依然として海外から不足製品を購入する必要があった。

1950年代の後半すなわち1956～57年ごろまでのインドは外貨に乏しいとはいいながら過去における蓄積分を食いつぶすことによってどうにか対外債務をしのぐことができ、その限りでは野心的な経済開発計画が成功するというバラ色の夢に包まれていたといえるかも知れない。にもかかわらずすでに触れたように、石油輸入に要する外貨支出は国際収支上相当な圧迫要因であったことは改めていうまでもない。

けれども連邦政府による性急な工業化政策の行きづまり、慢性的な食糧不足などの悪条件が累積し、ために手持外貨はギリ貧の一途をたどり対外債務も増大するなどインド経済は苦悩の度を増すばかりとなった。

(1) 外資との相克

このような事態のもとでは、インドとしては国際借款、贈与などを別とすれば、ルピー貨による貿易を実現するかそれともバーター取引という古典的な物々交換方式にたよる以外にその必要とする物資を海外から輸入する道はないわけで、石油の調達もその例外ではなかった。

他方、伝統的にインドへ石油製品を供給しかつ最近ではインド国内の精製事業にも進出している

巨大国際石油資本としては国際通貨たるドルもしくはポンドによる決済をその建前としている関係上、交換性をもたざるルピー貨取引には原則として応ずるわけにはいかない。

ところがここにインドにとってまことに格好の存在があった。それはほかでもないソ連石油である。周知のように第2バクー油田の開発進展に伴ってソ連は石油輸出余力をもつようになり原油および製品の供給者として国際石油市場に復帰するようになった。このような立場にあるソ連としてはその石油供給市場を拡大するとともに社会主義諸国以外にも友を得ることが国家的利益となる。しかもインドのように東西両陣営間にあつて非同盟中立政策を標榜している国は国際政治的にみてきわめて重要な存在でもあろう。とすれば従来の経済・技術協力（たとえば鉄鋼をはじめすでに述べた石油探鉱など）と並んで自国の余剰石油をインドに供与することは一石二鳥ということになる。もとよりインドとしては外貨不足という背に腹はかえられない事情にあるわけで、ソ連とインドとの間に石油バーター取引が成立したのは自然の成行きであったといえよう。

けれどもインドにとって問題はそう簡単ではなかった。それはインド国内の石油精製能力および製品販売網がほぼ外国資本の支配下にあるという事情による。そこでインド連邦政府とこれら巨大国際石油会社との間に一種の冷戦が展開されることになる。

すなわちインドはソ連から原油および精製製品をバーター貿易で輸入してもそれを精製処理すべき適当な製油所を自己の名において持たず、また石油製品の貯蔵・配給設備が完備しているわけでもない。それがため政府としては外資系石油会社に対しソ連原油の精製ならびに製品の販売を要求す

る以外にない。しかしこれは石油会社側にとって受け入れられない問題である^(註15)。

石油会社としては世界的な原油供給過剰のおりから、それぞれ自社系列の原油をできる限りさばかなければならない。先ごろインドに製油所投資を行なったのも、元はといえばインドを将来とも有望な原油供給市場として確保したいためであったといえる。したがって商売敵のソ連石油を受け入れることは全く考慮に値しないことである。かといって在印資産の国有化はインドにとっても石油会社にとっても好ましい選択方法ではない。けっきょく石油会社はインドで精製処理する中東原油の価格 (transferred price) を引き下げることによってインド側の外貨負担をその分だけ軽減させる措置をとった。

石油製品についてもインドは貯蔵・販売施設の関係でどうしても外資系のネットワークに頼らざるをえず、ソ連製品の取扱いを石油会社に要求したが軽く一蹴され、ためにソ連からの船積みを見合わせねばならない羽目になってしまう。

このようにインドはソ連石油の輸入について非常に苦しい立場におかれたが、原油供給過剰という国際的環境のもとで、結果的に従来から輸入されていた外資系原油および製品の価格を引き下げさせるという間接的な収穫を得たといえる。1950年代の終わりから60年代の初めにかけて展開された以上のやりとりは、国際原油価格水準を引き下げる有力な一因となり1960年の産油国機構(OPEC)設立の要因の一つともなったのである。

インド政府と外資系石油会社との対立はその後も断続的に続くが(これについては後述する)、いずれにしてもインドとしては改めて事態を根本的に再検討すべき必要に迫られたわけである。

(2) Public Sector への再傾斜

それはいうまでもなく、外国資本がインドを将来とも有望な石油市場とみて活動することはあっても、国際収支状況を改善するというような国民経済的要請に即したビヘイビアを必ずしも期待できないこと、したがってかかる要請に応えるにはインド自らの主体的活動によらなければならないことを改めて認識することである。ということはインドの場合公共部門重視政策に再傾斜することを意味する。ただしこの場合、独立以後に喧伝された社会主義パターンという哲学に基づく公共部門の育成強化というよりも、むしろ前述したような背に腹はかえられないというせっぱつまった意味合いが、少なくとも石油産業に関する限り、より強かったとみるのが妥当ではなからうか。

1958年8月、インド政府の全額出資により株式会社インド製油所 (Indian Refineries, Ltd.) が設立され、これと前後してルーマニアとの間に締結した技術協力協定に基づいてアッサム州ゴーハティ (Gauhati) に日産処理能力1万5000パーレルの国営製油所を建設 (1962年に稼働開始)、ついで1961年にはソ連の援助でビハール州バローニ (Barauni) とグジャラート州コヤリ (Koyali) にそれぞれ4万および3万パーレルの国営製油所 (いずれも国産原油使用) を建設する協定を結び、石油精製事業への本格的な進出方針を明らかにしたのである^(註16)。

また1959年にはインドにおける石油製品の販売会社としてインド石油株式会社 (Indian Oil Company, Limited) をやはり政府出資により設立、ガソリンスタンドを初めとする輸送・配給網の確立をはかることになった (この両社はすでに触れたように1964年に合併し Indian Oil Corporation となり今日におよんでいる)。

しかしながら問題はそう簡単に解決される筋合いのものではない。

石油産業とくにこの場合石油精製部門と石油製品輸送および販売部門は巨額の資金を必要とし、したがってかかる資金調達をいかにして行なうかという問題が残る。とりわけインドのように経済開発計画の遂行に関し外国援助をあてにしなければならぬ国においては、相当難問であることは火をみるよりも明らかである。

しかもインドの石油需要は人口の増大などの理由により年々増大化傾向を示しており、これに十分見合った供給を行なうことはなみだいでのことではない。

にもかかわらずインドとしては国営石油会社をテコ入れせざるをえない立場におかれているわけである。前述したように、ゴーハティ、パローニ、コヤリなどの製油所建設についてはさいわいソ連、ルーマニアなどの援助により現実のものとする事ができたが、それだけではもとより不十分であり、またガソリンスタンドを初めとする販売・サービス網を確立しなければならない。

こうした問題について *The Oil and Gas Journal* 誌は1962年末当時つぎのように伝えていた。すなわち、「インド政府は若干の石油をソ連から引き続き購入し、石油精製能力の増設を国で行なう一方、民営製油所を現存規模に抑えるという政策を保持してきた。しかしながら急速な需要の伸びは弱体な経済と相まって政府をしてかかる目標の実現を困難たらしめている。民営精製会社は、政府が輸入原油の大幅値引とルピー払いを求めその条件を会社側としては応じられないとしている関係上、暫定的なベースで現在フル操業している」と(注17)。

もしそうだとすればインドが指向した公共部門への再傾斜はかなり困難を伴っているといわざるをえないであろう。にもかかわらず1960年代には

いつから国際石油産業の展開過程にはインドとして活路を見いださうな新しい胎動が芽ばえていたことが注目されよう。そしてそれはいわゆる独立系石油会社と産油国政府などを中心とする国際石油市場への積極的参入であった。

(注3) アッサム石油はその後1921年に *Burmah Oil Co.* の100%子会社となる。なお後者は当時の *Anglo-Persian Oil Co.* (現在の *British Petroleum Co.* 51%イギリス政府資本)の系列下にある。

(注4) シェルは1918年にその在ロシア資産を革命ソビエト政府の手により取用されたが、それでもシェルと *Socony* の両社とともに1920年代の初期には大量のロシア原油を引き続いて買い取り、これを精製してインドその他極東地域で販売していた。しかしシェルはその被取用資産の補償に関するソ連交渉の行きづまりからソ連原油の不買による報復を決意し、その協力をかたを *Socony* に申し入れたのである。*Socony* としてはインド市場を保持するためにはソ連原油の購入継続を必要としているところからシェルの申入れを拒否することとなり、その結果両社のインド市場をめぐる争いに発展、灯油販売価格の引下げ競争が起こったのである(アメリカ合衆国連邦取引委員会、諏訪良二訳『国際石油カルテル』、石油評論社、昭和34年、235~236ページ)。

(注5) 川田侃編『インドの経済開発と国際収支』、アジア経済研究所調査研究報告双書第45集、昭和38年、109ページ。

(注6) 新興開発途上国において経済発展の分野に関する政府の役割が大きいことについては *M. F. Millikan and D. L. M. Blackmer ed., The Emerging Nations: Their Growth and U. S. Policy*, 1961, chapter 5 参照。

なおエネルギー産業とくに石油産業への国家介入の理由についてはイタリア炭化水素公社の報告書に詳しい (*Ente Nazionale Idrocarburi, Energie et Hydrocarbures*, 1963)。

(注7) 川田侃、前掲書、109ページ。

(注8) *Petroleum Information Service, The Indian Petroleum Handbook 1966*, New Delhi, p. 7.

(注9) なおインドの石油関係国策機関としてはこのほかコーチン製油所 (*Cochin Refineries Ltd.*) などがあり、また研究機関としてインド石油研究所 (*Indian*

Institute of Petroleum) などがある。

(注10) Indian Investment Centre, *Investing in India: Indian Investment Centre, Objects and Functions*, 1961, pp. 10~11.

(注11) なおこの1959年協定においてはインドの国営製油所(アッサム州の Gauhati およびビハール州の Barauni) への原油供給パイプライン(全長約720マイル)の運営監理にも当たることになっている(*Oil and Petroleum Year Book*, 1964, p. 434)。

(注12) 詳しいことはわからないが、7大石油会社系によるインドの原油開発が Oil India 以外に皆無であったというわけではない。たとえば *The Oil and Gas Journal*, Dec. 26, 1960によればエッソとモービルの共同子会社たる Stanvac が当時インド政府の25%資本参加を得てベンガル盆地での探鉱活動を行っていたが失敗し、新たにインド政府に協力する形でインド北西部に利権を得たい意向だと伝えられていた。

(注13) *The Oil and Gas Journal*, Nov. 6, 1967, pp. 65~66.

(注14) 産油国関係当局者あるいはロンドンのオイルエコノミストなどとのインタビューにおいても、消費地精製方式発展の最大の誘因はかかる政治的配慮(それには国際石油資本のみならず石油輸入消費国政府の判断も含まれる)にほかならないという見解が一樣に示されていた。

(注15) *The Oil and Gas Journal*, Dec. 26, 1960, p. 129.

(注16) Petroleum Information Service, *op. cit.*, pp. 17~19.

(注17) *The Oil and Gas Journal*, Dec. 31, 1962, p. 102.

II 最近の政策的方向——新しき協調への道——

戦前の国際石油市場はいわゆる7大石油会社を中核とする寡占的支配体制のもとにおかれ、たとえば原油価格ならびに石油製品価格が基準地点制度(Basing Point System)のもとにおかれるなど協調的寡占状態を現出せしめていたといえよう。

しかしながら戦後とくに1950年代にはいつてか

ら、成長経済に起因するエネルギー需要のスカイ・ロケット的増大とその流体化傾向により石油に対する需要が世界的に急増してきた結果として、国際石油市場は戦前の協調的寡占状態から、価格競争を伴ういわゆる競争的寡占状態へと変化していったと認められている。これは市場規模が急速に拡大された必然の結果であったかも知れない。いずれにせよかかる急速な市場規模の拡大に基づく石油産業の発展は、7大石油会社の系列下にならぬ独立系石油会社(Independents)の国際石油市場(とくに東半球のそれ)への新規参入を招くことになる。

他方、かかる国際石油産業の急速な発展により膨大な利権料収入を得るようになった産油国政府も、自国石油資源の開発に自らのり出すとともに石油精製および製品販売部門にも進出する方針を政策的に具現化していくこととなる(注18)。なおこのほか西欧・日本などの主要石油消費国の国営・民営資本も国際石油産業に積極的参加をはかっていること改めていうまでもない。

1950年代後半から60年代にかけて国際石油市場に名のり出てきたこれら新規参入者たちは、原油の開発と生産、あるいはその原油販売市場網確立のための精製部門投資(注19)などに最大の努力を傾注していったのである。

国際石油産業のこうした新しい発展は政策的ジレンマに陥っていたインドにとってまさに救いの神であったようである。

1. 石油精製設備投資のニュールック

インドは外貨不足というような経済的悪条件を当面かかえているとはいえ、国際的にみて将来かなり有望な石油市場であること多言を要しない。そこで国際石油産業への新規参入者である独立系石油会社ならびに産油国国営会社などの一部はそ

の余剰原油をさばくための新しいマーケットとしてインドに目を向け、その橋頭堡として製油所投資を行なうオファーをインド政府に試みた。その際、7大石油会社に比べていわば限界生産者 (marginal producers) でもあるこれら新規参入者は、かなりインド側の要望を受け入れるような形で政府に接近したものである。こうしたオファーは、政策的ジレンマに陥っていたインドとしては見のがすべからざるものであった。そしてここに新しいタイプの国際共同事業体が出現するのである。その第1はコーチン製油所であり、第2がマドラス製油所建設協定である。いずれもインドにおける従来の製油所投資とその性格を異にしており、インドにとって一つの政策的転換ともなったということができよう。

(1) コーチン製油所建設協定

1963年4月27日、インド政府は同国ケララ州コーチン (Cochin) に日産約5万バレルの新鋭製油所を建設する協定の締結に成功した旨を発表した。その相手はアメリカの独立系石油会社フィリップス (Phillips Petroleum Co.) であり、このほかインドの民間資本ダンカン・ブラザーズ (Duncan Brothers and Co. of Calcutta) も当事者の一員として加わっていることが注目される。

この協定により上記三者は新たに government public limited company として「コーチン製油所」(Cochin Refineries Ltd.) を設立することに同意した。協定第4条によれば新会社の授權資本は約1億5000万ルピーで、当初の払込資本は約7000万ルピーとなっており、新会社への出資比率はつぎのとおりである(注20)。

インド政府	51%
フィリップス	25%
ダンカン	2%

インド公衆などインド政府
の承認するもの…………… 22%

また協定上インド側にとってメリットと思われるものを略記すれば、以下のごとくとなる。すなわち、

(イ) フィリップスの資本出資は米ドルでなされるが、そのほか製油所建設に必要な外貨はフィリップスの責任において調達し借款として供与すること(第12条第1項)、

(ロ) 原油の輸入に際してはもっとも有利な条件で行ない(第10条第1項)、かつ適当な場合国産原油を使用しうること(同第3項)、

(ハ) 原油の海上輸送に際してはインド船籍のタンカーを使用しうること(同第2項)、

(ニ) 製油所の生産になる石油製品で国内市場でさばききれない余剰分についてはフィリップスが引き取り輸出すること(第8条2項)、
などである(注21)。

これに対してインド政府が税法上その他の優遇措置を講じていることはいうまでもないが、このほか協定の付属交換公文において、フィリップス側が供与する原油としてオーストラリア、イラン、イラク、サウジアラビア、中立地帯、リビア、アルジェリア、モロッコ、エジプト、ベネズエラ、コロンビア、英領ホンジュラス、アメリカ、カナダおよび東南アジア諸国産のものを含むとし、フィリップスが国際石油市場における原油供給者としての活動が保証されることになっている(注22)。

いずれにしてもインドにとってかなり満足すべき投資パターンであり、しかも51%という株式保有率から公共部門中心政策の要請にもある程度沿ったものとして評価さるべき協定であるといえようか。またこの協定に少数株主としてダンカン・ブラザーズというインド民間資本が参加してい

ることも注目すべき現象であろう。さらにインドの公衆が22%引き受けることになっているのも、従来石油精製部門への民間投資が皆無であったことに照らして、興味深いできごとである。ただしその後伝えられるところでは、この22%については民間の引受手が少なく、それがため計画予定が若干ずれた模様であるが、けっきょく残余は政府引受けということになりそうである(註23)。

なおこのコーチン協定を機に成立したインド政府とフィリップスとの提携関係はその後強化され原油の共同開発にまで発展していくことになる(これについては後述する)。

(2) マドラス製油所建設協定

さてコーチンの成功に自信をつけたインド政府は、1965年11月18日、マドラス近郊にやはり日産能力約5万バレルの製油所を新設する協定に調印した。今回の契約の相手方は、産油国として古い歴史をもち、最近ではかなり現実主義的な積極政策をとっているイランの国営石油会社 NIOC (National Iranian Oil Co.) と、アメリカのインディアナ・スタンダード系の AMOCO India Incorporated とである。

新会社マドラス製油所 (Madras Refineries Limited) の授權資本は9000万ルピーで、資本参加者および出資比率はつぎのとおりである(註24)。

インド政府、マドラス州および	
その他インド政府の認めたもの	74%
NIOC	13%
AMOCO	13%

なお NIOC と AMOCO 両者はドル貨で出資するほか、新会社に対しておのおの1116万ドルずつ借款を供与することになっている(協定第2条3項Bおよび第4条2項)(註25)。

このように出資比率においてインド側がヘゲモ

ニーを保持していること、外資側がドル借款を供与することなど1963年のコーチン協定の場合と大同小異であるが、マドラス協定のきわだった特徴をあげればつぎの2点となろう。すなわち、

(イ) マドラス製油所はイランのダリウス原油の精製処理をその目的としていること(協定第1条1項および第5条1項)、

(ロ) マドラスにおける化学肥料プラント計画への参加を外資側に認めたこと(同第6条)、などである(註26)。

ちなみにイランのペルシア湾鉅区のダリウス油田は NIOC とインディアナ・スタンダード系のパンアメリカン (Pan American International Oil Co. これは現在の American International Oil Co.) との共同事業体 (IPAC—Iran Pan American Oil Co.) により開発されたものである。したがって NIOC とインディアナの両者はダリウス原油の販売市場を開拓したい意向をもっていたわけである。

この限りではコーチン協定の場合に比べてインド側が譲歩しているようにみえるが、見方を変えれば化学肥料プラント計画にも外資を導入するという点でメリットだと考えることもできよう。

(3) 最近の動向

いずれにしても以上二つの協定は石油精製部門における新しいタイプの国際共同事業体の成立発展を示しているものと思われる。そしてこのような新しい発展にはおよそつぎのような意味が含まれていると解釈される。

まずインド側にとってどういう意味をもっているかであるが、改めていうまでもなく、外貨不足をカバーするというインド国民経済上の政策的要請にそったものであるということが第1にあげられよう。第2にそれはインドの石油政策の実質的転換を示していることである。すでに繰り返し述

べてきたことから明らかなように、全面的な外資依存（この場合7大石油会社に自由な活動を許容し、しかも外貨による支払い条件がきびしい）とするか、それとも国営方式つまり公共部門でいくかという二者択一のジレンマを克服する第3の方途にほかならない。そしてこの第3の道は少なくとも出資比率上過半数を保持しているという点で1956年の産業政策にもある程度沿っており、インド側の主体の立場をどうにか保つことができる。換言すれば、実質的には外資提携であるが取扱い上 public sector refinery となしうることである。しかもその提携先が7大石油会社の系列外にあるいわゆる独立系石油会社 (Independents) ならびに産油国の国営石油会社（これも国際的にみれば Independents である）であることも注目に値するといわねばなるまい。これは7大石油会社との利害対立で抜き差しならぬ立場に追い込まれていたインドにいろいろの意味で自信を与えたものと推察されよう。

他方インドに第3の道を提供したIndependentsならびに産油国の State Enterprise にとって、7大石油会社の支配下にある既存の石油販売市場（いわば established market）に食い込むことは至難である関係上、その原油販売市場を開拓するには石油需要の増加率の比較的高い国々におけるその需要増加分（つまり新規需要）にシェアを求めねばならない。7大石油会社という Oligopoly に比すれば限界生産者にすぎない Independents および産油国の State Enterprise としてはできるだけ新規原油販売市場を拡大して、その原油生産コストを低下させかつ投下資本の早期回収をはからなければならないわけである。したがって将来とも有望なインド市場に進出してその原油販路を確保するためには、製油所投資に関して少々の譲歩を行なうことぐらい覚悟のうえということにな

る。これは国際原油生産事業への新規参入者 (new comer) として当然の政策でもあったと考えられる。その意味でインドに対する原油供給権を確保しえたというメリットがあるわけである。

さてコーチンとマドラスの製油所協定を契機として実質的な政策転換をはかったインドは、その後の石油精製事業計画においてもほぼそれと同じ路線をとる意向であったものと理解される。たとえば西ベンガル州のハルディア (Haldia) におけるコンビナート計画の一環として日産約5万バレルの規模の製油所を建設する予定となっており、早速クウェート国営石油会社 (Kuwait National Petroleum Co.) から資本参加ならびに原油の低廉供給についてのオファーがなされ^(註27)、その話が立消えになるとフランスの国策会社 CFP (Compagnie Française des Pétroles) や社会主義国たるルーマニアなどからも製油所建設について資本・技術参加の話が出てきたりしている。したがってインドとしてはハルディア計画についても当然コーチン・マドラス方式で事実上の国際共同事業体とするものと思われたが、最近ではこのような第3の道をとらず全額政府出資による完全な国営方式をとる意向だとも伝えられている^(註28)。

もしそれが事実だとすればどのように解釈したらいいであろうか。インドとしては当面自力で経営する能力や資金が必ずしも十分でないことはすでに明らかであり、また種々の経済的困難ならびに石油産業の性格から計画に参加する外資を単なる下請業者という形で取り扱うほどインドの bargaining power がコーチン・マドラス以後に増大したとも思われない^(註29)。とすれば再び苦悩に満ちた公共部門政策に戻らなければならない必然性は考えられないわけだが、これは一つにはインド政府・与党指導部内の見解対立の所産によるも

のかも知れない(註30)。

いずれにしても本稿執筆現在、ハルディア計画についての最終結論はまだ伝えられていない。それがどういう方向をたどるかはこれから決められることになるわけだが、実質的にはコーチン・マドラス型と大同小異のものに落ち着かざるをえないのではなからうか。

2. 原油開発への国際協調

さて外資との協調は単に石油精製部門にのみとどまらず、原油開発についても、よりいっそう積極的な協調政策がとられるようになったものと思われる。

まずインド国内原油開発についてであるが、すでに述べたとおりインドには Oil India という国際共同事業体が存在しているのを例外とすれば、その他については政府機関たる ONGC (Oil and Natural Gas Commission) を中心にソ連、ルーマニアなど社会主義諸国の援助によって開発が進められてきた。しかしながら1960年代にはいつから国産原油供給量を急増させ外貨負担を軽減させるために原油開発を急ピッチで進める必要からも、いわゆる西側諸国の資本・技術を導入する政策をとるに至った。そしてこの原油開発についても、石油精製部門にみられたと同様、7大石油会社以外の Independents との提携がなされているのが注目される。

1961年9月 ONGC はフランスの IFP (Institut Français des Pétroles) に対し西パキスタンに近いラジャスタン州ジャイスアルメル (Jaisalmer) 地域の探鉱を依頼(これは64年2月の協定でフランスの民間会社 Forasol が試掘を行なうことになり65年末までに2本掘っている)、またその翌年12月にはイタリアの国営石油会社 ENI の系列会社にアッサム、パンジャブ各州の探鉱開発の協定を結んでいる。さら

に63年12月にはユーゴスラビアの RUDIS ともアッサム州の石油および天然ガス開発に関する協定に調印するなど多彩な動きを示した(註31)。けれどもこれら一連の原油開発協定はどちらかといえば ONGC に対する技術協力という色彩が強く、国際共同事業体と呼びうるかどうかには疑問がある。インドの原油開発について Oil India の例にみるような本来的な意味での共同開発計画が登場したのはごく最近(1965年以降)のことである。すなわち、ボンベイ北方キャンベ湾 (Gulf of Cambay) 沖合地区の開発について共同事業体 (Joint Venture) 方式をとる方針が明らかにされ(註32)、アメリカの Independents たる Ashland Oil と Union Oil が参加することになりそうである(註33)。

けれども原油開発の国際協調という意味でもっともきわだったものはインドの海外原油開発事業への進出であろう。すなわち1964年12月公表されたイランのペルシア湾沖合鉅区 No. 1 の競争入札に成功し NIOC との共同事業を締結することになった数グループの一つにインドの名前が出たことである。具体的にいえばインドの ONGC がイタリアの国営会社 ENI の系列下にある AGIP とアメリカの Independent たるフィリップスと提携し、イランの NIOC との共同出資により Iranian Maritime International Co. を設立し、ペルシア湾沖合油田の開発に参加することに成功したことである(註34)。

このようにインドは原油開発についても公共部門オンリーという国営方式の原則に必ずしも固執せず、外資との協調による現実主義的な政策を積極的にとりはじめていることは興味ある変化である。しかもその提携先が産油国の中でもきわめて弾力的な政策をとっているイランとその国営石油会社 NIOC であり、国際石油産業における Inde-

pendents として近年活発な動きを示しているフランス(ERAP, CFP などいずれも国策機関)やイタリア(これも国営石油会社の ENI)あるいはアメリカの Phillips や American International などであることも注目すべき現象である。

そしてかかる動きは従来国際石油産業の寡占的支配者でもあった7大石油会社との関係にも微妙な影響をおよぼすことになりそうである。

3. 外資との相克(続)

インドにおける原油および石油製品の輸入・精製および販売について主たる役割を果たしてきた外資はいうまでもなく7大石油会社の系列に属する諸会社であり、それらは輸入・精製・販売の各面においてインド政府と利害対立状態のまま推移してきたことはすでに触れたとおりである。けれども上述したような最近数年間にわたる新しい事態の展開を前にして、これら巨大外国資本の側にも若干譲歩妥協のきざしがみえてきたようである。

その端的な例が Burmah-Shell の動きである。すなわちボンベイ近郊トロンベイにおいて純外国系民間部門として運営されてきた Burmah-Shell 製油所について、1963年ごろからインド政府が同製油所に対する課税および販売条件を公共部門プラントなみに優遇するのと引換えに、会社側がインド国産原油(ソ連の技術援助により開発されたもので具体的にはアングルスヴァール原油)の引受けに同意するというもので、それがカルテックスやエッソなどにも波及しそうな雲行きとなってきたことである(注35)。これは7大石油会社が従来インドをその豊富な中東原油の販売市場としてきたことにかんがみてやはり一つの変化だといわねばなるまい。

ただし原油および製品の輸入・販売をめぐる対立は依然として解消していない。これはインドの

外貨事情がその後ますます悪化してきたことにもよるが、すでに明らかなようにインドの外貨流出の最大元凶の一つが石油輸入であり、したがってインド政府としてはルピー貨決済の可能な原油および製品をこれら外資系民間部門にも引き受けさせたいわけである。

インド政府はまずルピー貿易によって輸入するソ連原油の引取りを外資側に要求した。ついでソ連およびルーマニアから同じくルピー払いで輸入する石油製品を外資系販売ルートにのせるように申し入れたが、いずれも不首尾に終わった。その後政府は従来どおり中東原油および製品を輸入してもよいがルピー貨払いを認めるよう希望したがこれも石油会社側の拒否するところとなった。会社側では期間6カ月程度の延払いは認めてもいいがあくまで支払いは国際通貨によるべきことという線を一步も後退しないのである(注36)。

こうした問題について *Petroleum Intelligence Weekly* は当時つぎのような評論を載せているのが注目される。すなわち、(1)ソ連原油の輸入による外貨節約ということは一種の幻想にすぎないようだ、(2)あるインドの財政当局者の話でも、ソ連からの輸入見返りとして出ていく財貨は他国に売れば外貨所得をもたらすものであり、しかもパートナー取引の最終帳尻は国際通貨で行なうことになっている。こうした関係で、それはインドの外貨問題を多少繰り延べる効果はあっても、それを排除するものではない、(3)しかしながら他方石油会社側としても、中東原油の輸入ライセンスを得られないということからインド国内におけるマーケット・シェアが低下していく危険性をもっていることはまちがいないだろう、と(注37)。

けっきょくこの問題は両者対立のまま最終的妥協には到達していないが、他方前述したようなや

りとりを通じて、インド政府の中東原油輸入価格に対する関心が増大し^(注38)、イタリア、日本などその他石油消費国と並んで、国際原油価格引下げの効果を伴ったことが認められる。

(注18) 詳しくは筆者編『OPECとその国際環境』、アジア経済研究所アジア経済調査研究双書第128集、昭和41年参照。

(注19) 製油所投資の比率に応じて原油供給権を保持するのが、国際石油産業の常識といわれている。

(注20) Ministry of Mines and Fuel, Government of India, *Agreement between Government of India and M/S. Phillips Petroleum Co. of U. S. A./Duncun Brothers & Co. Ltd. of Calcutta for Establishment of an Oil Refinery, 27th April, 1963*, Government of India Press, New Delhi, 1963, p. 2.

(注21) *Ibid.*, pp. 5~9.

(注22) *Ibid.*, p. 46.

(注23) *The Oil and Gas Journal*, Feb. 8, 1965, p. 70.

(注24) Ministry of Petroleum and Chemicals, Government of India, *Formation Agreement between Government of India and National Iranian Oil Company & AMOCO India Incorporated of U. S. A. for Establishment of an Oil Refinery at Madras, 18th November, 1965*, Government of India Press, New Delhi, 1966, pp. 1~2.

(注25) *Ibid.*, p. 2, p. 7.

(注26) *Ibid.*, p. 1, p. 9, p. 10.

(注27) *The Oil and Gas Journal*, Dec. 28, 1964, p. 126. なお KNPC 当局者の話によればインドへの投資計画はインドの外貨支払い条件について折合いがつかなかったため立消えとなったとのことである。

(注28) “India Wrapping Up One Deal, While Another Unravels”, *Petroleum Intelligence Weekly*, April 24, 1967, pp. 2~3.

(注29) 国際石油産業においていわゆる「請負」方式をとっている例がないわけではない。たとえば原油開発事業についてごく最近こうした方式が実現している。すなわち1966年12月12日のいわゆる ERAP 協定がそれである。これはイランの国営会社 NIOC とフ

ランスの国営機関 ERAP (Entreprise de Recherches et d' Activités Pétrolières) との間にイランの石油資源開発について締結されたもので ERAP が NIOC の事業を下請けする形で協力することになっている(詳しくは *Petroleum Intelligence Weekly*, Jan. 2, 1967, Special Supplement 参照)。

また石油精製事業については南米コロンビアに International Petroleum Co. (これはエッソの子会社でカナダ法人) の系列会社が、1951年以降コロンビア政府の所有に帰した製油所を、賃貸借方式で経営している例がある(W・G・フリードマン、G・カルマノフ共編、鹿島守之助訳『国際ジョイント・ヴェンチュア』、鹿島研究所出版会、昭和39年、75ページ参照)。しかしこれは特殊事情に基づくものとみてよく、今後の先例となりうるものとは思われない。

ただしインドのハルディア計画に名乗りをあげているのがフランスの国策会社たる CFP であることから、ERAP 協定に類似した請負方式が導入されないと断言することはできない。しかしながらもしそれが実現したと仮定しても、インドが名を得て実を捨てその代わりにフランスが名を捨てて実をとることになり、差引どの程度インド側にプラスとなりうるか大いに疑問が残る。

(注30) 直接石油産業の問題に関する論争がなされたかどうかはつまびらかでないが、化学肥料工業政策についての批判が与党内部から出ていることが伝えられている。

たとえば元石油大臣マラビア(K. D. Malaviya)などが痛切な政府批判を行ない、化学肥料工業に関する政府のやり方は socialist bona fides を疑わしくさせるものであり、外国会社の手中に陥るものであるとしていることである(*Times of India*, April 6, 1966)。

ちなみにインドの化学肥料工業については民間部門の活動が許容されており、イギリスの ICI、アメリカの Allied Chemicals などの外資が進出しようとしており、また公共部門とされているマドラス計画などの場合でもイランの NIOC ならびに米系 American International——いずれも製油所協定の当事者でもある——などの資本・経営参加が認められている(なお詳細は『インドの肥料工業』、アジア経済研究所、昭和41年参照)。

ハルディア計画は製油所、化学肥料プラントなどを中核とする石油・化学コンビナートであるが、外国と

のジョイント・ベンチャー方式をとらない方針だと伝えられたのがマラビアによる批判の一週間後であるところから (*Times of India*, April 12, 1966), インド政府としてはハルディヤ計画をめぐって非常に苦しい立場におかれているものと思われる。

(注31) Petroleum Information Service, *The Indian Petroleum Handbook*, 1966, New Delhi, pp. 10~11.

(注32) "India Turns to West for Aid in Oil Hunt", *The Oil and Gas Journal*, Oct. 25, 1965, p. 88.

(注33) *Petroleum Intelligence Weekly*, May 1, 1967, p. 7.

(注34) National Iranian Oil Co., *Winners of The World's Biggest Oil Bid*, Press Release, Dec. 19, 1964.

なおインド側の参加会社は ONGC 全額出資による Hydrocarbons India Private Limited (1965年3月設立) がそれである (Petroleum Information Service, *op. cit.*, p. 11)。

(注35) *The Oil and Gas Journal*, Dec. 30, 1963, p. 113; June 21, 1965, p. 119.

(注36) *Ibid.*, April 26, 1965, p. 65.

(注37) "Indian Switch to More Soviet Oil----- An Exchange Saver?", *Petroleum Intelligence Weekly*, May 10, 1965, p. 3.

(注38) インドには通称タルクダール委員会という石油価格に関する委員会が政府により設けられ、元ベンガル州知事 J. U. Talukdar 氏が会長として石油価格の引下げに努力している。なお同委員会の調査報告には *Report of the Working Group on Oil Prices*, Aug. 1965 などがある。

あ と が き

以上本稿においては主としてインドがいわば限定された国際協調方式のもとに公共部門中心政策をとってきたことを明らかにした。近着の *The Oil and Gas Journal* 誌によれば、インド政府としてはおそくとも 1987年までには石油の自給化を達成したい意向のようである^(注39)。こうした政策的努力の成果として、いろいろ問題はあ

とにかくインド石油産業における public sector のシェアは増大してきた (ここにいう public sector はインド側51%以上の資本参加比率をもつ国際共同事業体を含む)。たとえば、1966年末現在のインド石油精製能力は第3表に示すとおり34万6500バレル/日であるが、このうち7大石油会社系のシェアは48.9%で残余の51.1%がインド政府の統制下にある勘定となっている。これに現在建設中のマドラス製油所が加わりさらにハルディヤ計画が完成すればそのシェアはさらに増大することになる。とすればインドの石油精製業は、すでに述べた ONGC の活動を中心とする原油開発生産部門と同様、より一歩ナショナルな性格が強まっていくことになるう。

一方石油製品販売部門においても 国営会社たる Indian Oil Corporation のマーケット・シェアが 1967年現在で約35%となり、1971年までには60%のレベルに達することが期待されている。このほか、つては考えられなかった石油製品の輸出が同社の手でなされるようになり、1966年にはナフサ、ガソリン、ディーゼル油など年間約1300万バレル金額にして約2500万ドル相当の石油製品・半製品が主としてタイ、ビルマ、セイロンなどインド以東の諸国 (一部は東アフリカ) に輸出され外貨節約に積極的に貢献するようになった^(注40)。なお1967年には年間外貨節約分が約1260万ドルに達する模様と伝えられている^(注41)。周知のようにインドはその地理的条件により、原油生産地と製品消費地の中間にあつて石油製品を国際的に供給するいわゆる中継地精製を可能とするがゆえに、インドにおける石油製品需給の均衡をはかり、かつエネルギー需要に伴う外貨負担を軽減するうえで好ましいものということができようか。

さて本稿執筆以後、例のハルディヤ計画に関す

第3表 インド石油精製能力(1966年末現在)

(単位: バレル/日)

会社名	所在地	原油処理能力	分解能力	改質能力	その他
Assam Oil Co.,	Digboi	13,000	2,300CK	—	1,700L, 250A
Burmah-Shell,	Bombay	84,000	13,000FCC	7,000Pf	—
Caltex Oil,	Visakhapatnam	22,000	8,400FCC	—	11,000V, 850Poly
Cochin Refineries,	Cochin	50,000	—	—	—
Esso Standard,	Bombay	50,500	11,000FCC	4,000TR	4,500V, 250Poly, 2,750A
Indian Refineries, :	Barauni	40,000	12,000CK	6,000CR	17,000V, 2,000A
	Gauhati	17,000	6,500T	—	—
	Koyali	70,000	—	6,000CR	—
計		346,500	32,400C 20,800T	19,000CR 4,000TR	

(注) C=接触分解装置, CK=コーキング, FCC=流動接触分解, T=熱分解, CR=接触改質, TR=熱改質, Pf=プラットフォーマー, L=潤滑油, A=アスファルト, Poly=重合装置, V=減圧蒸溜
(出所) *The Oil and Gas Journal*, Dec. 26, 1966, p. 132.

るその後の動きが伝えられているので若干補筆すれば以下のとおりである。

いまだ協定の細目は公表されていないので詳しいことはわからないが、1967年9月11日付の *Petroleum Intelligence Weekly* によれば、このたび3年ごしのハルディヤ製油所建設協定がまとまり、フランス(国策会社 *Compagnie Française des Pétroles*) が製油所本体を、ルーマニアが潤滑油プラントを建設し、完成後インド政府の所有に帰することになった模様である。その内容がコーチン・マドラス方式であるのか、あるいは完全な国有であるのかは不明であるが、たとえ後者の場合であったにしても、先般フランスの国営機関 ERAP がイランの NIOC との原油開発協定に請負方式(つまり資本参加しない方式)を導入している前例にかんがみて、フランス側が名を捨てて実をとる方式で実質的には国際共同事業体(International Joint Venture)にほかならないものと推測される。

なおフランスはハルディヤ計画の所要資金約6000万ドルのうち2000万ドルをフランスの資材・役務提供による借款供与することになっており、またハルディヤの所要原油の50%(2万5000バレル/日相当分)供給権をフランス側が獲得し(残余は

国産原油でまかなう)、イランのアガジャリ原油をカルグ島渡し FOB 公示価格1.79ドル/バレルの40%ディスカウントで当面5年間供給することになっている(注42)。

しかしながら他方ではインドにとって好ましからざる材料がないわけではない。たとえばインドの不足している灯油輸入(主としてソ連製品)がおりからの中東紛争によるスエズ運河再開鎖のありでタンカー・フレートがスカイ・ロケット的に上昇した結果、従前の価格より80%高となり、外貨不足に悩んでいるインドにとってまた難問が出てきた感じである。

さらにいえばインドにおける石油需要は、その人口増大と相まって、最近でも年約8%の割合で伸びており、はたして現在のような政策路線で石油供給しうるかどうか危ぶむ向きもある。アメリカ石油業界からの報道では、“Lone-wolf oil policy hurts India”としてかたくななインド第一主義が必ずしもインドにとって得策でないとしているが(注43)、これはむしろ7大石油会社の利害を代弁した発言とみて割り引いて受け取る必要がある。

インドとしては、やはり国際石油産業において

いわば限界生産者たる独立系石油会社との間に、より有利な条件を実現することによって、寡占的な7大石油会社に対する bargaining power を強めていくことがインド国民経済の要請に合致するものと考えられよう。

インドは依然として貧困であり、経済困難に直面している。にもかかわらず石油産業にみる上述の政策的方向は、インドにとって相対的にベターな方途であり、そしてかかる政策的方向は他産業

の分野においても、他山の石たるべき意味をもつであろう。

(注39) *The Oil and Gas Journal*, Nov. 6, 1967, p. 65.

(注40) *Ibid.*

(注41) *Petroleum Intelligence Weekly*, Sept. 11, 1967, p. 7.

(注42) *Ibid.*, Sept. 11, 1967, Nov. 20, 1967.

(注43) *The Oil and Gas Journal*, Nov. 6, 1967.

(調査企画室主任調査研究員)

アジア経済研究所刊行

インド工業の技術水準

化学経済研究所 柴村羊五編

360頁 900円

▷インド産業の発展(柴村羊五)▷主要産業における工業水準と技術水準(木下享・小松隆次・赤羽信久・高山道利)▷各国の技術援助の実態(石神力)▷インド工業化の技術的基盤(内田俊春)▷現地実態調査(内田俊春・石神力)

インドの金融制度

東京銀行調査部長 広田弘雄編

520頁 1500円

▷概要(広田弘雄)▷財政と資本形成(深沢実)▷インドの金融機関(村井俊雄)▷インドの農業金融(桶舎典男)▷インドにおける為替銀行(鎌谷茂喜)▷インドにおける外国投資(木原行雄)

インド機械工業と貿易構造

日機連専務理事 桶弘作編

600頁 1500円

▷要旨(桶弘作)▷インド機械工業の構造と特質(玉置正美)▷インド機械工業の現状(玉置正美)▷インドにおける機械類輸入の諸問題(斎藤太一・藤島治実・前田彰)▷インドにおける機械類輸入需要の経済的背景(吉植悟・藤島治実)▷第3次5カ年計画期における機械類輸入需要の展望(桶弘作・玉置正美)▷補論(藤島治実)▷統計表(斎藤太一・藤島治実)▷現地実態調査(藤島治実・前田彰)

インドの小規模工業

国民経済研究会理事 井上照丸編

300頁 750円

▷総括(井上照丸)▷インド経済開発と小規模工業(久保田順)▷インド小規模工業の産業的構成(加藤長雄)▷工場制中小企業の実態(井上照丸)▷インド小規模工業の経営と生産性(野村隆夫)▷若干の小規模工業の実態(三輪芳郎・田中茂)▷村落工業、家内工業、その他小規模工業の態様(横山辰夫)▷政府の小工業政策(井上照丸)

アジア経済出版会発売